

危険物新聞

第313号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

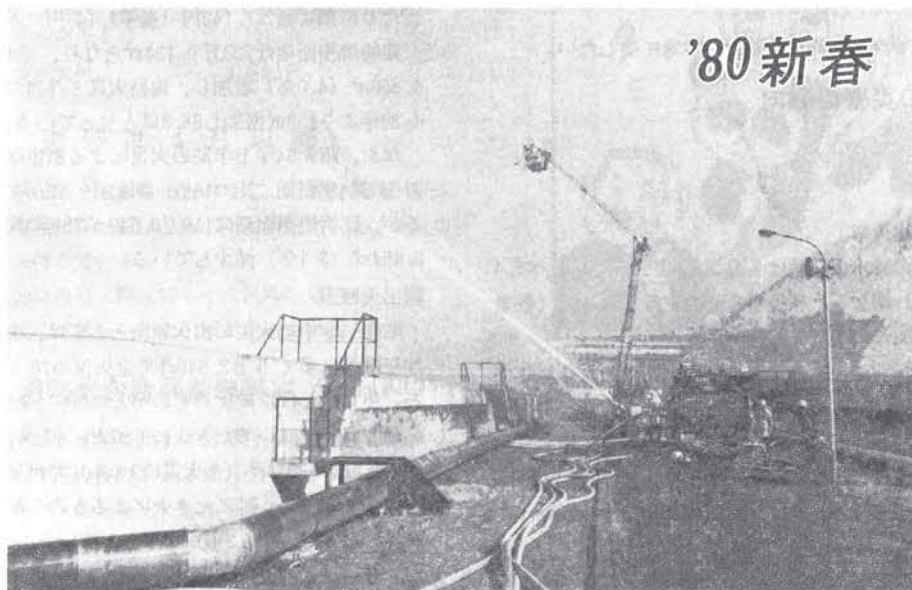
発行人 川井清治郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円



'80新春

(堺市・高石市消防組合消防本部提供)

A HAPPY NEW YEAR!

YAMATO '80 私の時代
時を超えて限りなく...

過去・現在・そして未来へ——
火災の恐怖から
豊かな社会を守るために
心の安らぎの輪を
より大きく広げるために
YAMATOの挑戦は続きます。
胸にファイティング
スピリットを秘めながら...

防災に取り組んで60余年
永年の経験と実績をもとに
ヤマトは明日の防災を見つめ
さらに新たな飛躍を期します。
'80年代——それは限らない挑戦への
貴重な第一歩なのです。



本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11
☎06 (976) 0701・7701
東京本社 〒108 東京都港区白金台5の17番2号
☎03 (446) 7 1 5 1

北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜
岡山・尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島

ヤマト消防器株式会社

昭和54年版

消防白書

要約

昨年12月、自治省消防庁は、昭和54年度消防白書を発表
消防行政の現状と課題、さらに消防行政の今後の方向につ
いての施策を述べている。

同白書の主要点を抜粋又は要訳し参考に供したい。

1. 最近の災害の動向

(1) 火災

■出火件数と出火率

昭和53年中の総出火件数は7万423件で、前年に比べ6,449件(10.1%)増加し、戦後第2位の記録となった(戦後第1位は昭和48年の7万3,072件)。

これを火災種別ごとにとみると、建物火災は3万9,912件で前年に比べ610件(1.6%)の増加にとどまっており、林野火災が7,208件で前年に比べ1,981件(37.9%)増加したのが目立つ。これは、春から各地に異常乾燥が続いたこと、夏季において記録的な高温と少雨が続いたこと等によるものと考えられる。

なお、昭和54年上半年における総出火件数は3万9,175件で前年同期に比べ2,035件(4.9%)の減少となっている。

昭和53年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で6.2であり、前年と比べ0.5増加している。

■死者数と死因

昭和53年中の火災による死者は1,854人で、前年(1,909人)に比べ55人の減少となった。また、人口10万人当たりの死者数も1.61人と前年(1.67人)より減少している。

火災種別ごとの死者数は、建物火災によるものが最も多く、全体の75.7%の、1,404人となっている。このうち、62.7%に当たる881人が専用住宅での火災、12.3%の172人が共同住宅での火災によるなど、例年と同様、居住用建築物の火災によるものが多い。

放火自殺者は、531人で全体の28.6%を占めており、ここ数年増加の傾向を示していたが、昭和53年は前年より減少した。また年齢的には、最も多かった20歳~30歳までの青年層の放火自殺者が減少したが、40歳~50歳までの働き盛りの年代の放火自殺者が増加している。

また、火災により犠牲となるものは、自力で避難のできない乳幼児や、身体の不自由な高齢者が多く、昭和53年中においても、放火自殺者を除く死者では、71歳~80歳が最も多く(240人)、これを含め61歳以上の高齢者が578人(43.7%)、また、0歳~5歳の乳幼児が159人で、この両年齢層により死者総数の55.7%を占めている。

■損害額と焼損面積

昭和53年中における火災による損害額は1,305億円(前年1,294億円)であり、ほぼ横ばいに推移した。1日当たりの損害額は3億5,800万円(前年3億5,500万円)、火災1件当たりの損害額は185万円(前年202万円)、国民1人当たりの損害額は1,142円(前年1,143円)となっている。

建物焼損面積は220万9,124㎡となり、前年に比べ8万4,856㎡(4.0%)増加し、建物火災1件当たりの焼損面積も前年より1.3㎡増加し55.3㎡となっている。

なお、昭和54年上半年の火災による損害額は745億7,704万円の前年同期に比べ18億9,909万円(2.6%)増加しているが、建物焼損面積は119万6,649㎡で前年同期に比べ3万8,454㎡(3.1%)減少している。

■出火原因

昭和53年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く5万3,546件で全火災の76.0%を占めている。中でもたばこによるものが9,920件(全火災の14.1%)と最も多く、次いでたき火の9,877件(全火災の14.0%)、火あそびの6,335件(全火災の9.0%)で例年どおりの順位となっているが、特にたき火によるものが前年の6,850件に比べ3,027件(44.2%)も増加している。

また、放火(放火の疑いを含む。)によるものは5,369件(全火災の7.6%)で前年(5,417件、8.5%)に比べやや減少している。

(2) 地震災害

昭和53年中は、1月14日の伊豆大島近海の地震(マグニチュード7.0)、2月20日の宮城県沖を震源地とする地震(マグニチュード6.7)、6月4日の島根県中部を震源地とする地震(マグニチュード6.1)及び6月12日の宮城県沖地震(マグニチュード7.4)の各地震が相次いだ。特に1月14日の伊豆大島近海の地震と6月12日の宮城県沖地震は、それぞれ死者20数人を含む大きな被害をもたらした。被害額は、前者にあっては297億円、後者にあっては2,762億円にのぼっている。

伊豆大島近海の地震は、被害の態様としては、いわば農山漁村地域型の地震災害であり、死者25人はすべて土砂崩れ、落石又は土石流によるものである。これに対し、宮城県沖地震は、主に仙台市という大都市を襲った都市型地震災害であり、電気、ガス、水道等日常生活に密接な関係を

もつ施設を分断し、一時的に都市機能の麻ひを招いたが、一方丘陵地を開発して造成された住宅団地に土砂崩れ等地盤破壊による大きな被害を与えた。また、死者28人のうち17人はブロック塀、石塀又は門柱の下敷きによるものである。この地震では、1万1,000人を超える負傷者が発生したが、特に多くの負傷者がでた仙台市では、119番回線が満杯となり、また、辛うじて通話できても交通マヒのため救急活動に支障をきたした。

この二つの地震では、幸い火災による大きな二次火災の発生はなく、地震時における出火防止の重要性に対する住民意識の高さを証明することとなった。また、町内会や隣近所同志の日ごろの助け合いが住民の冷静な行動につながり、生活必需品の買い占め等パニック状態の発生を食い止め、災害時における地域連帯の必要性を示唆した。

(3) 風水害等

昭和53年中の風水害等(地震を除く豪雨、洪水、豪雪等を伴う異常な自然現象をいう。)による死者・行方不明者は100人で前年(174人)に比べ74人減少し、負傷者も860人と前年(1,149人)に比べ289人減少した。また物的被害は住家の全壊192むね、同半壊680むねで、前年(全壊1,707むね、半壊2,114むね)に比べ全壊は1,515むね、半壊は1,434むねとそれぞれ大幅に減少した。被害額については5,287億円と、前年(4,697億円)に比べ590億円増加している。前年に比べ死者等が非常に少なかったのは、日本に影響を与えた台風は18号を除けば弱いものが多く、また、梅雨期における前線活動も短期間であったためである。

なお、昭和54年に入ってから、6月中旬から8月上旬にかけて日本列島に停滞した梅雨前線により、九州及び中国地方を中心に37人の死者・行方不明者が出たほか、10月19日から20日にかけて本州及び北海道を走りぬけた台風20号によって、全国各地で死者・行方不明者114人などの大きな被害を生じ、これに対し14都県、770市町村で災害対策本部が設置され、懸命の災害応急活動が展開された。

活動火山による災害では、北海道有珠山において、昭和53年10月24日に火山灰等による泥流が地元温泉街を襲い、3人の死者・行方不明者を出したほか、鹿児島県桜島では火山噴火による異常降灰が断続的に続いている。

(4) 石油コンビナート災害及びその他の災害

昭和53年中の石油コンビナート災害の発生件数は147件では前年と同じであるが、その発生形態としては、火災の66件と危険物の漏出の63件で、全体の88%を占め、次いで爆発が7%の10件となっている。

主な事故としては、昭和53年6月東北石油株式会社製油所において、宮城県沖地震のため屋外貯蔵タンク3基が底部破壊し、約6万8,000klの油が漏出し、うち数千klが海上に流出した事故、同年6月にゼネラル石油精製株式会社製油所において、BTX製造装置の加熱炉内のチューブが亀裂、熱油が漏出し火災を起こす事故があった。

次に、海上災害のうち消防機関が出動した主なものとしては、上記の東北石油株式会社製油所の油海上流出事故のほか、同年11月昭和四日市石油株式会社製油所において、アウトターシーバースに係留中のタンカーのバラストシーチェストから原油約105klが流出し、ノリ養殖等に被害を与えた事故があった。

また、航空機災害としては、民間航空事故は前年と同じ39件が発生し、死者17人を出した。

2. 当面の諸問題


(1) 予防行政の充実


■防火意識の高揚

火災予防は、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが防火について関心を持ち、火災が発生した場合においても的確な初期消火、消防機関への通報、避難等が行えるよう、平素から十分な心構えを持つことが大切である。

株式会社
初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
電話〇六四七三二八(一)四
出張所/電話〇七二二二一三三四四





防災設備機器で
未来をひらく
技術のハツタ

80年代ハツタの宣言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

このような観点から、消防庁としては毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民の防火思想の普及啓発に努めているが、火災予防運動期間中だけではなく、日ごろからあらゆる機会、場所をとらえて、国民の防火意識の高揚を図ることが肝要である。

また、消防機関の対応とともに婦人防火クラブ(昭和53年4月現在、8,362団体、約110万人)や少年消防クラブ(同、3,718団体、約44万人)等の民間の防火組織による防火意識の高揚が重要であり、今後これらの組織の拡大、活動内容の充実を図っていく必要がある。

特に、近年、高齢者の焼死者数が増加していることにかんがみ、老人、乳幼児及び身体障害者等が在宅する世帯に対する防火意識の普及、防火対策の強化が要請されている。

■防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者を収容する防火対象物にあっては、いったん火災が発生すると多数の人命をそこなうおそれが大きく、消防法においてはこれらの防火対象物に人的、物的の両面から規制を加えているが、今後更にこの実効性を確保するため強力な指導を行う必要がある。

防火管理者制度の徹底

学校、病院、工場、百貨店等一定の防火対象物については、防火管理者を選任させ、用途、形態に即した消防計画の作成と、これに基づく消火、通報、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理等防火上必要な業務を行なうことを義務付けている。

しかし、防火管理者の選任率はいまだ70%程度にとどまっている現状にあるので、今後は更に指導を強化し、防火管理者を中心とする防火管理体制を一層充実させなければならない。

消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

消防法では、一定規模以上の防火対象物の関係者に対し

て、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物にあっては、既存のものであっても現行の技術上の基準に従って設置し維持することを義務付けている。しかし、防火対象物の中にはいまだ消防用設備等の整備が行われていないものがあり、人命安全の確保を図るためにも措置命令等必要な措置を講じることにより、一日も早く整備を進めなければならない。

また、設置された消防用設備等が常に機能を発揮するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させるとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図ることが必要である。

建築物の防災システムの総合化

火災による被害を最小限度にとどめるための消防用設備等は、それぞれ単体において十分機能するだけでなく、建築物全体として防災効果及び投資効果を高めるものでなければならない。このためには、大規模な防火対象物での多様化する火災現象に対応できるよう、ハード面及びソフト面を含めた防災設備のシステム化を研究開発することが今後の課題である。

消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和54年4月、仮調印された東京ラウンドのスタンダードコード(貿易に対する技術的障害に関する協定)において、国際規格への発展、外国の認証制度の尊重等が定められ、生産の効率化及び国際貿易の円滑化に資することとされた。このような背景の中で消防用設備等についても、ISO(国際標準化機構)において、その機能、構造等の基準に関する国際規格を作成すべく検討がなされている。我が国も積極的にこのような検討委員会に参画し、外国の実情を調査するとともに、日本の意見を反映させる等必要な措置を講ずることにより、消防用設備等の規格の国際化へ対応する必要がある。



消防用設備



株式会社 マルナカ

防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

危険物施設の

位置、構造、設備の技術基準

(その 1)

大阪市消防局予防部危険物課

1. 危険物の法令規制の概要

消防法でいう危険物は、消防法第 2 条第 7 項で「別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。」と定義され、この危険物について、消防法では、火災予防の観点から「貯蔵又は取扱い」と「運搬」に大別され規制されている。

まず、危険物の貯蔵、又は取扱いについては、その危険物の数量が指定数量以上のときは、その貯蔵し、又は取扱う場所を危険物施設として、又、指定数量未満のときは、市町村条例により少量危険物の貯蔵又は取扱場所として規制される。

危険物施設は、当該施設の設置許可及び完成検査、設置後の施設の維持管理義務、施設における危険物の貯蔵又は取扱い基準の遵守義務、災害発生時における応急措置義務あるいは危険物保安監督者の選任制度など危険物施設の安全確保のため種々の規制がされている。

次に、危険物の運搬については、運搬する危険物の数量の多少にかかわらず、その容器、積載方法及び運搬方法について規制されている。

以上のような規制は、消防法に根拠をおき、さらに、具体的には政令、省令あるいは告示に定められているが、危険物施設の立地条件や形態などにより、法令の解釈や運用について種々の問題が生ずることから、法令のほか、消防庁から示される通達や行政事例、さらに、各市町村で定めた規則や運用基準などにより規制されている。

本号から、危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準と平常の維持管理上の留意すべきことについて、連載することとする。

〔関係法令を次のとおり簡記する〕

- 消防法……「法」
- 危険物の規制に関する政令……「政令」
- 危険物の規制に関する規則……「規則」
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示……「告示」
- 建築基準法……「建基法」
- 建築基準法施行令……「建基法施行令」

2. 危険物施設における危険物の貯蔵 又は取扱いの最大倍数の算定

危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いの最大倍数によって、施設の保有空地の幅、避雷設備及び消防用設備などの基準あるいは危険物保安監督の選任、予防規程の制定などの保安管理体制などに大きな差異が生ずる。したがって、危険物施設の最大倍数の算定にあたっては種々の貯蔵又は取扱い形態を検討し、法令違反を生じないように正確かつ厳密に算定すべきである。

貯蔵タンクや貯蔵倉庫などは比較的容易にその最大貯蔵倍数は算出できるが、製造所や一般取扱所などは危険物の取扱い内容が複雑かつ多岐にわたり、最大取扱倍数の算定は複雑で面倒な面がある。大阪市では、これらの算定を正確かつ齊一化するため、次のような基準を定めている。

大阪市消防長訓令第35号 (50.12.11)

危険物の貯蔵又は取扱

の最大倍数の算定基準

消防法及び大阪市火災予防条例に定める危険物の貯蔵又は取扱の最大倍数は、次の第 2、1 から 7 に掲げる区分にしたがって算出した倍数とする。ただし、当該倍数が日によって異なることとなる場合は、年間を通じて最大となる日における倍数によるものとする。

第 1 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 日とは、連続した 24 時間をいう。
- (2) 溶媒等とは、製造過程に使用されたのち回収され再び使用される溶媒及びその他の危険物をいう。
- (3) 原料とは、危険物施設に製造の初日に持ち込まれるすべての製造のもとになる危険物及び溶媒等をいう。
- (4) 製品とは、危険物施設で最終日に製造される最終の危険物（溶媒等を含む。）をいう。
- (5) 工程とは、原料から製品に至る製造の過程をいう。
- (6) 中間製品とは、工程が 2 日以上にわたる場合、工程の最終日以外の日に製造される最終の危険物（溶媒等を含む。）をいう。
- (7) 中間原料とは、工程が 2 日以上にわたる場合、工程の最初の日以外の日において、危険物施設に持ち込まれるすべての製造のもとになる危険物及び溶媒等並びに前日に製造された中間製品（ただし、前日に回収さ

れた溶媒等を除く。)をいう。

第2 最大倍数の算定基準

1 危険物から危険物を製造する工程

危険物施設において取扱う危険物を、次により算出し、その単独又は加算した取扱倍数を最大倍数とする。ただし、危険物が製品タンク、中間製品タンク、潤滑油タンク等に1日を超え停滞する場合、又は危険物から危険物を製造する工程以外に危険物を取扱う工程がある場合は、当該停滞量又は取扱倍数(後記2~6により算出)を加算して最大倍数とする。

(1) 危険物施設において、原料から製品を生産するのに必要な一連の設備が1である場合は、次にしたがって1日の取扱倍数を算出する。ただし、日によって工程の種類が異なること等により取扱倍数が変る場合にはそれぞれの日における取扱倍数を比較して最大となる日の取扱倍数とする。

ア 1日に同一の工程を繰り返す場合は、1の工程の取扱倍数(原料の取扱倍数と製品の取扱倍数を比較して大となる場合の倍数)に繰り返した工程の回数に乗じたものをその日の取扱倍数とする。

イ 1日に異なった工程を2種以上行う場合は、各工程ごとに取扱倍数を算出し、それらを合算した数値を、その日の取扱倍数とする。

ウ 工程が2日以上にわたる場合は、1日における原料又は中間原料の取扱倍数と中間製品又は製品の取扱倍数を比較して大となる数値を、1日の取扱倍数とする。

(2) 当該危険物施設において、原料から製品を生産するのに必要な一連の設備が独立して2以上ある場合は、それぞれの設備について、(1)にしたがって算出した取扱倍数のすべてを合算したものを取扱倍数とする。

2 非危険物から危険物を製造する工程

1を準用して最大倍数を算出する。

3 危険物から非危険物を製造する工程

1を準用して最大倍数を算出する。

4 危険物を燃焼消費する場合

1における最大消費量(倍数)とサービスタンクの容量(倍数)とを比較して、いずれか大なる方の倍数を最大倍数とする。ただし、次に定める設備においては、それぞれに定める数値未満として算定することはできないものとする。

なお、一般取扱所に該当するものは原則としてサービスタンクの容量は最大消費量をこえてはならない。

(1) 冷暖房若しくは給湯用ボイラー設備にあっては、バーナーの時間当りの最大燃料消費量の2分の1にボイラーの運転時間(事務所ビルについては10時間とする。)を乗じた数値

(2) 非常電源用発電設備にあっては、発電機の時間当りの最大燃料消費量で2時間運転したときの数値

5 危険物を詰替える場合

1日の最大詰替え量による取扱倍数を最大倍数とする。

6 危険物を循環、販売又は給油するために取り扱う場合

設備又は場所における瞬間最大停滞量による取扱倍数を最大倍数とする。

7 危険物を貯蔵する場合

瞬間最大貯蔵量による貯蔵倍数を最大倍数とする。ただし、タンクによって貯蔵する場合にあっては、危険物の規制に関する政令第5条第2項により算出した容量による貯蔵倍数を最大倍数とする。

年の始めに

危険物施設の定期点検を

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会

TEL 06 (443) 2456

試験は2月24日

甲種と乙4、府大で

- 試験日 2月24日(日)
- 試験場 府立大学
- 試験種類 甲種と乙種4類
- 願書受付 2月7日、8日
- 受付場所 大阪府職員会館
- 合格発表 3月25日
- 免状交付 4月25日

次回は4月以降

受験準備講習は8面掲載のとおりで、講習会受講申込書、受験願書等関係用紙は、各消防署予防係、又は危険物安全協会で交付している。

次期危険物取扱者試験は55年4月以降の見込み。
なお、甲種の試験は1年に1回の予定である。

消防総合合同訓練実施(河内長野)

河内長野市消防本部は、去る11月21日市内喜多町のスーパー「イズミヤ河内長野ショッピングセンター」で合同訓練を実施した。1階服地売り場から出火し延焼、客や従業員約20名が屋上などに取り残され、救助を求めているとの想定で119番と同時に梯子車、ポンプ車、救急車など計5台が急行し、放水する一方、非常出口から客を誘導、屋上で助けを求める客や従業員らを梯子車や救助袋で無事救出した。又、同月の28日市内野作町の日本農業塾で行われた訓練では、消防車5台が出場、その内スノーケル車分隊及び空気呼吸器を装着した救助隊が人命救助に当り、無事救

出し、本訓練を通じて自衛消防隊員の消防活動技術の高揚と防火思想の普及を図り、有意義に本訓練を終了した。



もぎ問題正解(問題は12月号に掲載)

基礎物理、化学

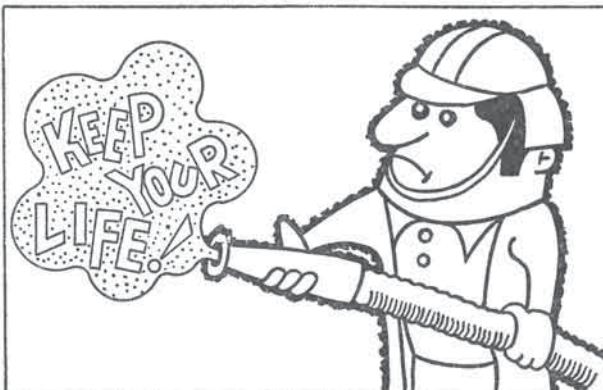
- 1-(3) 2-(4) 3-(2) 4-(4) 5-(5)
6-(4) 7-(2) 8-(2) 9-(1) 10-(5)

各論

- 11-(5) 12-(2) 13-(4) 14-(5) 15-(2)
16-(3) 17-(4) 18-(4) 19-(2) 20-(1)

法令

- 21-(3) 22-(2) 23-(5) 24-(1) 25-(1)
26-(5) 27-(1) 28-(3) 29-(3) 30-(2)
31-(3) 32-(3) 33-(3) 34-(1) 35-(4)



消防機器の

トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和54年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場	
甲種	2月6日(水)、12日(火)、18日(月)	午前 9時30分～午後 4時	大阪科学技術センター (地下鉄本町駅ヨリ北へ約3分)	
乙種 第4類	1期	2月5日(火)、12日(火)	9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2期	2月6日(水)、13日(水)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	3期	2月7日(木)、15日(金)	9時30分～4時	大阪府商工会館
	4期	2月4日(月)、13日(水)	10時～4時30分	※堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5期	2月8日(金)、14日(木)	10時～4時30分	※堺市民会館
	6期	2月5日(火)、18日(月)	9時30分～4時	※茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	7期 (夜)	2月4日(月)、7日(木)、12日(火)	午後 5時30分～9時	大阪府中小企業文化会館 (地下鉄、谷町9丁目駅南へ約5分)
	日曜コース	2月3日(日)、10日(日)、17日(日)	午前 10時～午後 4時	※大阪府青少年会館 (環状線森ノ宮駅ヨリ西へ約5分)

2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。

3. 受付期間と場所

受付場所	日 時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 1月28日(月) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内	豊中防火安全協会 1月28日(月) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 1月28日(月) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月29日(火) 9時30分～11時30分
守口市・門真市消防本部内 (地下鉄・守口駅前)	守口門真防火協会 1月29日(火) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺市危険物協会 1月29日(火) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋最北寄出口 (四ツ橋ビル8階)	大阪府危険物安全協会 事務局 2月1日(金) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会 費 (テキスト代を含む)

種別	会 員	会 員 外
甲種	7,000円 (6,000円)	8,500円 (7,500円)
乙種	5,000円 (4,000円)	6,000円 (5,000円)
乙種日曜コース	10,000円 (9,000円)	12,000円 (11,000円)

ただし
7期は各500円割増